

公 示

令和6年度 整備管理者選任後研修（特別）の実施について

旅客自動車運送事業運輸規則第46条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5並びに「整備管理者選任前・選任後研修の実施要領の制定について」（平成15年3月27日付け北技安第506号）に基づく地方運輸局長の研修を下記のとおり実施する。

記

1. 主 催

北海道運輸局札幌運輸支局 検査整備保安担当

2. 対 象 者

札幌運輸支局管内の事業場で選任されている事業用自動車の整備管理者であって、次のいずれかに該当する者（令和6年度に新たに選任された者及び令和5年度に研修を受けた者を除く）

- ① 令和6年度整備管理者選任後研修申込み後、受講当日に欠席した者
- ② 令和5年度に新たに整備管理者として選任された者
- ③ 令和5年度整備管理者選任後研修を受けていない者

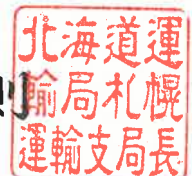
3. 日時及び場所

令和7年3月17日（月） 13:30から16:30まで
北海道トラック研修センター4階（札幌市中央区南9条西1丁目1-10）

令和7年2月4日

北海道運輸局 札幌運輸支局長

渋谷 武則



令和6年度 整備管理者 選任後研修（特別）の開催について

北海道運輸局札幌運輸支局検査整備保安担当

旅客自動車運送事業運輸規則第46条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5（整備管理者の研修）の規定による「道路運送車両法第50条の規定により選任した整備管理者に対する地方運輸局長が行う研修」を下記のとおり開催します。注意事項を必ずお読みいただき、お申込みください。

記

- 主 催：北海道運輸局札幌運輸支局
- 対 象 者：札幌運輸支局管内の事業場で選任されている事業用自動車の整備管理者であって、次のいずれかに該当する者（令和6年度に新たに選任された者及び令和5年度に研修を受けた者を除く）
 - 令和6年度整備管理者選任後研修申込み後、受講当日に欠席した者
 - 令和5年度に新たに整備管理者として選任された者
 - 令和5年度に整備管理者選任後研修を受けていない者

※受講申込者が多数となった場合、①の方を優先的に受付させていただきます。
- 研修内容：最近の関係法令・通達等の改正及び整備管理者の責務、車両管理の実務、その他業務について
- 研修日時：令和7年3月17日（月） 13時30分から16時30分まで
- 研修会場：北海道トラック研修センター 4階 （札幌市中央区南9条西1丁目1-10）
- 申込期限：**令和7年3月7日（金）まで** ※定員に達した時点で受付を終了します
- 携 行 品：申込書兼受講票、受講証または整備管理者手帳（お持ちの方）、写真付き身分証明書、筆記用具等
- 受 講 料：1,000円
- 申込方法：申込書兼受講票に必要事項を記入の上、札幌運輸支局検査整備保安担当あてにFAXまたはメールにて送付してください。申込書の全ての項目に記載いただいていないものは申込み受付をいたしません。
メールで送信いただく際は、件名に【選任後研修申込み】と記載し、申込書を添付して送信してください。フリーメールアドレスから送信した場合は受信できないことがありますのでご注意ください。
申込書を送付いただいた方へ担当職員より連絡する場合がございます。

申込先 ⇒ 札幌運輸支局 検査整備保安担当 FAX：011-712-2406

メール：hkt-sapporo-seibi@ki.mlit.go.jp

注 意 事 項

研修受講を希望される方は、以下の項目を遵守・ご理解いただきますようお願いいたします。

- 申込期限までに受講申込書の送付がなかった方は、当日受講いただけません。
- 駐車場はありませんので、公共交通機関または周辺の有料駐車場をご利用ください。

問い合わせ・申込み先

札幌運輸支局 検査整備保安担当（TEL：011-731-7168）

FAX：011-712-2406

メール：hkt-sapporo-seibi@ki.mlit.go.jp